

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の報酬は、月例年俸、業績年俸及び通勤手当とする。

2 非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター職員給与規程（平成19年規程第●○号。以下「職員給与規程」という。）及び地方独立行政法人岡山県精神科医療センター非常勤職員給与規程（平成19年規程第●○号）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が非常勤の役員を兼ねる場合は、非常勤役員手当は支給しない。

（支給日）

第3条 役員の報酬の支給日は、職員の例による。

（月例年俸等の額）

第4条 常勤役員の月例年俸の額、業績年俸の額及び年間の合計額は、次の表に定めるそれぞれの額以内の額とする。

区 分	月例年俸の額	業績年俸の額	合 計 額
理 事 長	11,700千円	4,300千円	16,000千円
副理事長	10,500千円	3,500千円	14,000千円
常務理事	7,300千円	2,700千円	10,000千円

（通勤手当）

第5条 通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

（業績年俸）

第6条 業績年俸は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 前項の規定によりそれぞれの基準日において在職する常勤役員に支払う業績年俸の額は、第4条の表に規定する額の2分の1の額とする。

3 業績年俸の額を定めるに当たっては、第4条の規定にかかわらず、岡山県地方独立行政法人評価委員会条例（平成18年岡山県条例第60号）第1条に規定する岡山県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、前項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

4 月例年俸及び業績年俸の一時差止処分その他報酬の支給に関しては、職員に支給する期末手当又は勤勉手当の支給の例による。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

2 前項に定める額のほか、非常勤の役員の勤務日数に応じ、通勤に要する費用の相当額を支給することができる。

(日割計算)

第8条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により月例年俸を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への口座振替の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、当該金額を当該役員に支払うべき報酬の金額から控除して支払うものとする。

2 前条第3項に規定する場合の役員の報酬の支払方法は、職員の例による。

(端数処理)

第10条 この規程により計算した金額に、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(準用)

第11条 役員の報酬の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(退職手当)

第12条 常勤役員の退職手当の額は、勤務1年につき月例年俸の額の12分の1の額の100分の100とし、評価委員会が行う業績評価の結果、役員としての法人の業務に対する貢献度等を総合的に勘案して100分の10以内の範囲内でこれを増額し、又は減額することができるものとし、予算において定める。この場合における算定の基礎となる勤続期間の計算は、当該役員となった日の属する月から退職した日の属する月までとし、一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 岡山県職員が法人の求めに応じて退職し、その退職の翌日から法人の役員となった場合であって、当該役員の任期が満了し、当該役員を退任し、引き続き岡山県職員となったときは、当該岡山県職員には退職手当を支給しない。

3 退職手当の支給は、その全額を、現金で、直接に支払わなければならない。ただし、本人からの申出により、第9条の規定の例により、支払うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(特例)

2 第4条の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間における理事長、副理事長及び常務理事の報酬の額は、それぞれ同条に定める額から100分の6に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。